

はじめに

「個別の教育支援計画」は、「個別の支援計画」（障害者基本計画，障害者プラン等）の考えに基づき，教育委員会や学校が中心となって策定する，生涯にわたる支援計画です。

● 「個別の教育支援計画」策定の目的

乳幼児期から学校卒業後まで長期的な視点で一貫して適切な支援を行うことを目的としています。この目的達成のためには，障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握することが重要です。

「障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズ」とは，障害のある幼児児童生徒が，障害があるために遭遇している日常生活や学校生活等における制約や困難を改善・克服しようとするための，教育，福祉，医療，労働等の様々な分野から見たニーズのことです。

● 関係機関との連携

一生涯という長い期間を念頭におきながら個に応じた適切かつ具体的な支援を考えるとき，教育のみならず，福祉，医療，労働等，様々な側面からの支援が必要になります。関係者や関係機関との連携という横軸に，生涯という縦軸を常に関連づけて，生涯を見通しながら支援をつないでいくところが「個別の教育支援計画」の基本的な考え方です。

● 対象の範囲

特別支援教育の対象となる幼児児童生徒が「個別の教育支援計画」策定の対象となります。

特別支援学校在籍者は勿論ですが，小中学校の特別支援学級在籍者や通級指導教室利用者，通常の学級に在籍し，特別な支援を必要としている幼児児童生徒についても必要に応じて策定することが求められています。

● 第2集のポイント

第2集では「個別の教育支援計画」の基本的様式とともに，その基本的な考え方や策定の手順，留意点を提案しました。個を大切にし，それに応じるという考えを基本に，長期的見通しをもった支援にするため，「生涯にわたる（将来像を描く）」という視点を加えた計画です。「個別の指導計画」において大事にしている実態把握や，「校内委員会」「特別支援教育コーディネーター」の役割等においてポイントとして挙げてきた関係者間の連携の重要性に加えて，適切な支援を生涯にわたってつないでいくためのものとして「個別の教育支援計画」を位置づけています。

示した基本的様式の全ての欄を埋めなくてはならないではありません。必要に応じて記入しながら，様式を含めて個に応じて使いやすいものに工夫することが大切です。支援を主とし，その評価に基づきながら計画の見直しを大事にすることを忘れてはなりません。

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズへの対応のみならず，広く，個に応じた適切な支援のために本冊子を役立てていただきたいと願っています。

平成20年1月

長野県教育委員会